

令和 3 年

舞鶴市議会第 1 回臨時会議案

第 40 号議案～第 42 号議案

令和 3 年 4 月 28 日提出

提出議案一覧表

議案番号	件名	掲載頁
第40号議案	<u>専決処分の承認を求めることについて (令和3年度舞鶴市一般会計補正予算(第2号))</u>	1 専決書 別冊
第41号議案	令和3年度 舞鶴市一般会計補正予算(第3号)	別冊
第42号議案	令和3年度 舞鶴市駐車場事業会計補正予算(第1号)	別冊

第 40 号議案

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 179 条第 1 項の規定により下記事項について別冊のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

記

令和 3 年度舞鶴市一般会計補正予算(第 2 号)(専決第 5 号)

令和 3 年 4 月 28 日提出

舞鶴市長 多々見 良 三

参 考

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号) 抜 粋

(長の専決処分)

第 179 条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第 113 条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第 162 条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第 252 条の 20 の 2 第 4 項の規定による第 252 条の 19 第 1 項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前 2 項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

(第 4 項 略)